森林環境税(仮称)の導入を求める決議

京都府において、府域の約75%を占める森林は、木材などの物質生産機能はもとより、生物多様性、地球環境の保全機能、土砂災害の防止、水源のかん養などの国土保全機能、保健休養の場の提供など、極めて多面的で、公益的機能を有する府民共通の大切な財産である。

しかし、森林の有する機能の重要性は認識をされながらも、木材の輸入自由化などの要因により、国産材の価格の低迷、林業経営が不採算事業となるなどの状況が生じ、適切な森林整備が十分には進まないという現状にある。

国土の約67%を森林が占める我が国において、国土の保全機能などの公益的機能を有する森林の整備は、一義的には、国がその整備を強力に進めるべきものであることは言うまでもない。

一方で、地方自治体において、住民共有の財産である森林の多面的機能などに鑑み、独自の財源を確保し、森林の整備などに関わる諸事業を推し進めていくため、平成15年に森林環境税を創設した高知県をはじめ、既に35県において導入が進められてきた。

そのような中、本府においては、森林整備などに向けて、森林から恵みを受ける 全ての府民の参画と協働により、京都の森を守り育てるモデルフォレスト運動など を進め、企業参加の森林づくりなどにも取り組んできたところである。

今日まで、本府として、森林環境税に関わる府議会での質疑も含め、制度の導入について、慎重な検討を進められてきたものと思慮するが、3年連続となる大災害も踏まえ、あらためて、森林の有する公益的機能の重要性が再認識をされている中で、府民意見の聴取、税の活用による事業の評価制度や府民からの事業提案制度など府民参画の視点を盛り込むこともしっかり検討しながら、本府としての独自の財源を確保し、森林の整備などに関わる諸事業を強力に推し進めていくことが必要な時を迎えている。

よって、次の考え方を基本に森林環境税(仮称)の早期導入を強く求める。

- 1 森林環境税(仮称)の導入にあたっては、パブリックコメントのみならず、幅 広く府民意見の聴取を行うとともに、導入の意義が府民の理解を得られるよう、 様々な機会を通じて、府民意識の醸成や啓発に十分努めること。
- 2 導入により得られた財源については、森林整備を始めとする森林環境の保全・ 整備等、使途の明確化を図ること。
- 3 課税方式については、これまでの本府の課税の状況等を踏まえたものとすること。
- 4 導入時期については、災害が頻発している近年の状況を踏まえ、平成28年度を 目途に導入すること。

以上、決議する。

平成27年7月7日